

記入者名 門田 博文 記入年月日 平成20年9月1日 所属・職名 相談指導グループ

1. 施設を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、法人等の種類、名称、法人等の主たる事務所の所在地、法人等の連絡先、法人等の代表者の氏名及び職名、法人等の設立年月日、法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項

施設の名前、所在地、連絡先、介護保険事業所番号、施設の管理者の氏名及び職名、事業の開始年月日、許可の年月日、許可の更新年月日、生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無

3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等、医師、薬剤師、看護職員及び介護職員、理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員、その他の従業者

従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

区分、医師、非常勤、薬剤師、看護職員、介護職員、支障相談員、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、従業者の健康診断の実施状況

4. 介護サービスの内容に関する事項

施設を運営する方針、介護サービスの内容、リハビリテーション機能強化の実施、認知症ケアの実施、送迎の実施、管理栄養士の配置、栄養士の配置、療養食の実施、緊急時対応の実施、特定治療の実施、レクリエーションの実施状況、協力の名称、協力病院の名称、協力歯科医療機関、利用を制限する場合がある者の状況、利用者からの苦情に対応する窓口等の状況、窓口の名称、対応している時間、定休日、留意事項、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み、介護サービスの提供内容に関する特色等、介護相談員の受け入れ状況の有無、利用者等の意見を把握する意見箱等第三者による評価の実施状況等、第三者による評価の実施状況

5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

介護給付以外のサービスに要する費用、食事に要する費用の額及びその算定方法、滞在に要する費用の額及びその算定方法、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法、理美容代及びその算定方法、当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法

閲覧したい項目を押すと、該当箇所を表示します。

大項目1. 介護サービスの内容に関する事項

- ▶ [1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置](#)
- [2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置](#)
- [3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置](#)
- [4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置](#)
- [5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携](#)

大項目2. 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

- [1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置](#)
- [2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置](#)
- [3. 安全管理及び衛生管理のために講じている措置](#)
- [4. 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置](#)
- [5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置](#)

調査情報の調査の結果、事実確認がされた材料には、 チェックマークが付いています。

[調査情報の項目の見方について](#)

大項目 1. 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). サービス提供契約前に、利用申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書の雛形を交付する仕組み又は公開する仕組みがある。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 重要事項を記した文書の雛形の備え付けの状況又は公開の状況が確認できる。
確認事項(2). 利用申込者又はその家族からのサービス提供契約前の問合せ及び見学に対応する仕組みがある。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 <input checked="" type="checkbox"/> 問合せ又は見学に対応した記録がある。
確認事項(3). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。
確認事項(4). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者等に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者等に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。
確認事項(5). 利用の受入基準、資格等があり、かつ、利用前に利用申込者に提示する仕組みがある。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 利用の受入基準、資格等について、パンフレット、契約書等に明記している。
確認事項(6). 事業所等が退所を求める場合の基準について、利用者等又はその家族に説明し、同意を得ている。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 退所の基準が記載された契約書等に、利用者等又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者等及びその家族の希望、利用者等の有する能力、その置かれている環境等を把握している。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者等及びその家族の希望、利用者等の有する能力、その置かれている環境等の記録がある。

小項目3. 利用者等の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 当該サービスに係る計画は、利用者等及びその家族の希望を踏まえて作成している。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者等及びその家族の希望が記入された当該サービスに係る計画又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。
確認事項(2). 当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 当該サービスに係る計画に、当該サービスの目標の記載がある。
確認事項(3). 当該サービスに係る計画について、利用者等又はその家族に説明し、同意を得ている。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 当該サービスに係る計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者等又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

小項目4. 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況

確認事項(1). 利用者等の権利擁護のために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進している。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明会資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉協議会等成年後見制度等の実施者の連絡先を備え付けている。 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見制度又は日常生活自立支援事業を活用した記録がある。

小項目5. 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況

確認事項(1). 利用者等に対して、利用明細を交付している。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> サービス提供内容(介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。)が記載されている請求明細書(写)がある。
確認事項(2). 利用者等又はその家族に対して、必要な利用料の計算方法について説明し、同意を得ている。	
確認のための材料	<input checked="" type="checkbox"/> 必要な利用料の計算方法についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者等又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。
確認事項(3). 利用者等の金銭管理の記録及び利用者等又はその家族への報告を行っている。	
該当なし	

[調査情報の項目の見方について](#)